

世田谷区立赤堤小学校同窓会会則

第一章 総 則

- 第1条 本会は赤堤小学校同窓会と称し、本部を赤堤小学校内に置く
第2条 本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする

第二章 組織及び役員

- 第3条 本会は下記の会員によって組織される
1 赤堤小学校の卒業生
2 赤堤小学校に在籍したことのあるもので会員を希望する者
3 赤堤小学校に在職をした職員で会員を希望する者
第4条 本会を運営する為下記の役員を置く
1 会長1名
2 副会長若干名
3 会計2名
4 書記2名
5 監査2名
第5条 卒業生の代表として会員間の連絡等事務を行う為、年度幹事を置く
第6条 役員は下記の方法によって選出される
1 会長、副会長、監査は役員会において推薦し、総会の承認を得て、決定する
2 会計、書記は会長が指名する
第7条 役員任期は5年とし再選を妨げない

第三章 総会その他集会

- 第8条 総会は5年に1回開催され、出席役員によって成立し、議事はその過半数以上をもって決定する
第9条 役員会は年1回開催され、出席役員によって成立し、議事はその過半数以上をもって決定する

第四章 会計

- 第10条 本会の運営は会費及び寄付によって行う
第11条 本会の会費は終身会費とし、入会時に納入する。その額は役員会にて決定する
第12条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる

第五章 補 則

- 第13条 本会則の決定は総会の承認を得て成立する
(昭和57年11月14日より実施)